

自動車環境総合改善対策費補助金（中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業）交付規程

（適用）

第1条 この交付規程は、国土交通大臣（以下「大臣」という。）が定める自動車環境総合改善対策費補助金（中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター等導入支援事業）交付要綱（令和2年2月4日付け国自貨第121号。以下「要綱」という。）第18条に基づき、公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）の交付の手続き等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図るものである。

2 全ト協が行う当該補助金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）並びに要綱に定めるところによるほか、この交付規程の定めるところによる。

（目的）

第2条 この補助金は、テールゲートリフター、トラック搭載型クレーン、トラック搭載用2段積みデッキの導入事業に対して必要な経費の一部を補助する事業（以下「補助事業」という。）を行うことにより、中小貨物自動車運送事業の経営の構造的な改善を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第3条 この交付規程において使用する用語は、特に定めのない限り要綱において使用する用語によるものとする。

（交付の対象、補助率及び補助金の上限額）

第4条 全ト協は、この補助金の目的を達成するため、国の補助金の交付を得て、全ト協が指定した以下の各号のいずれかに該当する機器（以下「補助対象機器」という。）の導入に必要な経費の一部を国の予算の範囲内において交付する。

- (1) テールゲートリフター
- (2) トラック搭載型クレーン
- (3) トラック搭載用2段積みデッキ

2 前項に定める補助対象機器の指定は、補助対象機器製造事業者等からの申請に基づき、全ト協が行うものとする。なお、補助対象機器指定の手続き等に関する必要な事項は、全ト協が別に定めるものとする。

3 補助率、補助金の上限額及び補助対象経費は別表1のとおりとする。

（補助事業の募集期間等）

第5条 補助金の交付の申請を募集する期間等については、全ト協が別に定めるものとする。

(申請者の資格等)

第6条 申請者は、以下の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 次のいずれかに該当するものであって、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に掲げる中小企業者（資本金3億円以下又は従業員数300人以下）
 - ア 一般貨物自動車運送事業者であって、補助金の交付申請時において貨物自動車運送事業の用に供する自動車（以下「事業用自動車」という。）の保有車両が5両以上の者
 - イ 特定貨物自動車運送事業者であって、補助金の交付申請時において事業用自動車の保有車両が5両以上の者
 - ウ 第二種貨物利用運送事業者であって、補助金の交付申請時において事業用自動車の保有車両が5両以上の者
- (2) 前号に該当する者に、第4条第1項第1号又は第2号に掲げる補助対象機器が新規装着された事業用自動車を貸し渡す自動車リース事業者

(交付申請)

第7条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による補助金交付申請書に別表2に定める書類及び全ト協が別に定める書類を添付して、第5条の規定に定める期間に提出しなければならない。

2 前項の者が、令和元年12月13日から申請日までの間に補助対象機器を導入した場合にあっては、前項の規定にかかわらず、様式第2による補助金交付申請書兼実績報告書に別表2に定める書類及び全ト協が別に定める書類を添付して、第5条の規定に定める期間に提出しなければならない。

3 申請者は、前2項の規定による交付申請を行う場合は、以下の各号の全てに該当するものでなければならない。

- (1) 別表3の申請要件を満たすこと。
- (2) 補助対象機器の導入に関する他の国庫補助金を受けていないこと。

4 申請者は、第1項又は第2項の申請に際して、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税法の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについてはこの限りではない。

(交付の決定及び通知等)

第8条 全ト協は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めた

ときは、予算の範囲内において、別表４の数を上限として交付の決定を行い、様式第３による補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

- 2 全ト協は、前条第２項の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において、別表４の数を上限として交付の決定及び補助金の額の確定を行い、様式第４による補助金交付決定通知書兼額の確定通知書により申請者に通知するものとする。
- 3 前項の規定により交付決定及び額の確定の通知を受けた申請者に関しては、第１０条から第１２条まで及び第１３条第１項の規定は適用しないものとする。
- 4 全ト協は、第１項及び第２項により交付決定を行う場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて交付決定を行うものとする。さらに全ト協は、交付決定に際して、必要な条件を付すことができる。

（交付申請の取下げ）

第９条 前条第１項又は第２項の規定による通知を受けた者（以下「補助対象事業者」という。）が、当該通知に係る補助金の交付の決定又は補助金の額の確定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより、当該申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して２０日以内に様式第５による補助金交付申請取下書を全ト協に提出しなければならない。

（事業の中止又は廃止の承認申請）

- 第１０条 補助対象事業者は、事情の変更により補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ全ト協の承認を受けなければならない。
- 2 補助対象事業者は、前項による承認を受けようとするときは、様式第６による補助事業中止（廃止）承認申請書を全ト協へ提出するものとする。

（事故報告）

第１１条 補助対象事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、すみやかに様式第７による事故報告書を全ト協に提出しなければならない。

（実績報告）

第１２条 補助対象事業者は、全ト協が定める日までに様式第８による補助事業実績報告書を全ト協に提出しなければならない。

（補助金の額の確定通知）

第１３条 全ト協は、前条の規定による補助事業実績報告書の提出があったときは、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた

ときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第9による補助金の額の確定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

- 2 全ト協は、審査の結果、補助金を交付すべきでないものと認めるときは、速やかに様式第10による補助金不交付通知書により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び支払い)

第14条 補助対象事業者は、全ト協から補助金の支払いを受けようとするときは、速やかに様式第11による補助金請求書を全ト協に提出しなければならない。

- 2 全ト協は前項の請求書の提出を受けて、速やかに補助金を交付するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助対象事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第12による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告書を速やかに全ト協に提出しなければならない。

- 2 全ト協は、前項の報告書の提出があった場合には、期限を付して補助対象事業者に当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還の期限は、当該返還の命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を全ト協は請求することができるものとし、その場合には補助対象事業者は延滞金を全ト協に納付しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第16条 全ト協は、以下の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、第8条第1項又は第2項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- (1) 補助対象事業者が、適正化法、施行令、その他の法令、要綱若しくは本交付規程の規定又は全ト協の指示に違反したとき
- (2) 補助対象事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用したとき
- (3) 補助対象事業者が補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をしたとき
- (4) 交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき

2 全ト協は前項の規定による補助金の交付決定の取消し又は変更をしたときは、様式第13による補助金交付決定取消通知書により、速やかに補助対象事業者に通知するものとする。

3 全ト協は第1項の規定による補助金の交付決定の取消しをした場合において、その当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、様式第14による補助金返還命令書により、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

4 全ト協は、前項の返還を命じる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命

令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。

- 5 前項の加算金の納付については、第15条第3項の規定を準用する。
- 6 補助対象事業者は、第3項の補助金の返還の命令を受けた場合、返還期限までに補助金の返還を行わなければならない。

（取得財産の処分の制限）

第17条 補助対象事業者は、補助対象経費により取得した財産（以下「取得財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助対象事業者は、大臣が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、財務大臣と協議の上定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、大臣及び全ト協の承認を受けず、取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。

3 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第15による財産処分承認申請書を全ト協に提出し、その承認を受けなければならない。

4 全ト協は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第2項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を全ト協に納付させることとする。

（補助事業の計画変更の申請）

第18条 補助対象事業者は、交付決定の通知を受けてから財産処分制限期間を経過するまでの間に、会社名、住所などを変更するときは、軽微な変更を除き、あらかじめ様式第16による事業計画変更承認申請書を全ト協に提出しなければならない。

（全ト協による調査）

第19条 全ト協は、補助事業の適正な実施を図るため、必要な範囲において、補助対象事業者に対して所要の調査等を行うことができる。

2 補助対象事業者は、全ト協が前項の調査等を申し出た場合は、これに協力しなければならない。

（帳簿の保存義務）

第20条 補助対象事業者は、補助事業に関する申請書類及びその収支を明らかにした帳簿を備えるとともに、補助事業の完了後5年間保存しなければならない。

(附則) (令和2年2月10日)

この交付規程は、国土交通大臣の承認を受けた日(令和2年2月10日)から適用する。

(別表1) 補助率、補助金の上限額及び補助対象経費

種 類	補助率	補助金の上限額	補助対象経費
テールゲートリフター	通常価格(注1)の1/6	1台あたり 20万円	テールゲートリフター導入費 (注2、注3) (消費税及び地方消費税を除く)
トラック搭載型クレーン	通常価格(注1)の1/6	1台あたり 70万円	トラック搭載型クレーン導入費 (注2、注3) (消費税及び地方消費税を除く)
トラック搭載用2段積みデッキ	通常価格(注1)の1/6	1台あたり 18万円	トラック搭載用2段積みデッキ導入費 (注4、注5) (消費税及び地方消費税を除く)

注1. 通常価格は下表のとおりとする。

テールゲートリフター	トラック搭載型クレーン(注6)	トラック搭載用2段積みデッキ
一. アーム式 60万円	一. 大型 420万円	36万円
二. 垂直式 60万円	二. 中型 360万円	
三. 後部格納式 120万円	三. 小型 300万円	
四. 床下格納式 120万円		

注2. テールゲートリフター、トラック搭載型クレーンは、補助対象事業者が保有する事業用自動車へ装着したものに限る。

注3. テールゲートリフター導入費及びトラック搭載型クレーン導入費は、当該機器の導入に要した費用のうち未使用品の機器を機器未装着の事業用自動車に新たに装着した費用を対象とする。したがって、中古品の導入費用あるいは機器装着済み車両における機器の付け替え費用は対象外とする。

注4. トラック搭載用2段積みデッキは、補助対象事業者が保有する事業用自動車に搭載するために導入したものに限る。

注5. トラック搭載用2段積みデッキ導入費は、未使用品の機器導入費用を対象とする。したがって、中古品による導入費用は対象外とする。また、リース・レンタルによる導入は対象外とする。

注6. トラック搭載型クレーンの区分は、別に定める一覧に定める。

(別表2) 申請に必要な書類

種 類	必 要 書 類 (注1、注2)
テールゲート リフター	<ol style="list-style-type: none"> 1. 補助事業に係る見積書及び請求書の写し 2. 補助事業に係る支払いを証する書類 (領収証の写し) 3. 導入した機器装着車両の自動車検査証の写し 4. 機器の装着状態を示す書類 (写真等) 5. 自動車賃貸契約書 (転リースの場合は中間会社の契約書も含む) の写し (自動車リース事業者に限る)
トラック搭載型 クレーン	<ol style="list-style-type: none"> 6. 補助金請求書 7. 貨物自動車運送事業報告規則に基づく直近の事業年度の事業報告書の表紙及び事業概況報告書((第1号様式)資本金及び従業員数の記載された書類)の写し。(運輸支局等の受付日が確認できるもの)
トラック搭載用 2段積みデッキ	<ol style="list-style-type: none"> 1. 補助事業に係る見積書及び請求書の写し 2. 補助事業に係る支払いを証する書類 (領収証の写し) 3. 導入した機器の納品書の写し又は販売証明書 4. 導入した機器を搭載する車両の自動車検査証の写し 5. 機器の搭載状態を示す書類 (写真等) 6. 補助金請求書 7. 貨物自動車運送事業報告規則に基づく直近の事業年度の事業報告書の表紙及び事業概況報告書((第1号様式)資本金及び従業員数の記載された書類)の写し。(運輸支局等の受付日が確認できるもの)

注1. 申請時に提出された書類の事後補正 (不交付になることを理由として別の書類に差し替えること等) は一切認められない。

注2. 申請時に添付できない書類は後日、定められた期限までに提出すること。

(別表3) 補助金の申請要件

種 類	申 請 要 件
テールゲート リフター	1. 全ト協が定める機器を導入していること。 2. 導入日が令和元年12月13日から令和2年3月31日まで であること。(注1) 3. 未使用の機器であること。(注2)
トラック搭載型 クレーン	4. 機器未装着の車両に新たに機器を装着していること。(注3) 5. 令和2年3月31日までに支払いが完了していること。(注4) 6. 事業用自動車に装着していること。 7. 装着した車両が構造等変更検査を受けていること。(後付装 着した場合に限る)
トラック搭載用 2段積みデッキ	1. 全ト協が定める機器を導入していること。 2. 導入日が令和元年12月13日から令和2年3月31日まで であること。(注1) 3. 未使用の機器であること。(注2) 4. 令和2年3月31日までに支払いが完了していること。(注4) 5. 事業用自動車に搭載するものであること。

注1. 対象期間内に補助対象機器を導入した場合であっても、予算枠を超過し交付決定が受けられ
 なかった場合は、補助を受けることができない。

注2. 中古品の機器は対象外とする。

注3. すでに機器装着済みの車両に未使用の機器を付け替えたものは対象外とする。

注4. 手形や割賦による支払いの場合であっても期日までに全ての支払が完了しなければ補助を受
 けることができない。また、車両の導入と同時に機器を導入している場合は、機器代金の支払
 のほか車両代金の支払も完了しなければ補助を受けることができない。

(別表4) 補助上限数

種 類	上 限 数
テールゲート リフター	1 事業者につき 1 台 (注1)
トラック搭載型 クレーン	(全ト協が実施する貨物自動車運送事業安全性評価事業による認定を受けている事業者にあつては 2 台)
トラック搭載用 2 段積みデッキ	(申請者が自動車リース事業者の場合は、貸し渡す事業者において上記台数) (注2)

注1. トラック搭載用 2 段積みデッキにおいては、車両 1 台分を上限とする。また、ラックの上限基数は、車両 1 台につき最大 3 基までとする。搭載可能な数の確認は、申請書類として提出する搭載写真により確認を行う。

注2. テールゲートリフター及びトラック搭載型クレーンに限り、申請者が異なる場合（自社所有車両とリース車両で申請する場合）であっても、一の事業者において当該上限台数を超える車両に対し補助を受けることはできない。（トラック搭載用 2 段積みデッキは除く）